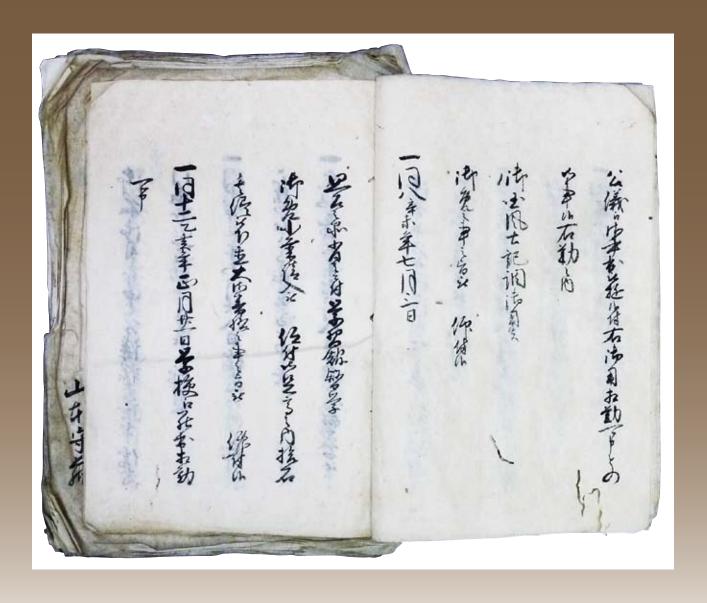
和歌山県立

支書館だるの

第35号 平成24年17月



山本楽所は、文化八(1811)年七月に突然「御役御免」を命じられます。

度督学になった山本

同年八月 置候

作分れたな知行小小的人校立

になるとはとういいで

廿七日奥

00

はじめに

東籬) であったことは明らかで、二代後 死するまでの十六年間勤めあげています。 によれば、東籬は寛政三(一七九一)年 月に書上げた系譜(資料番号一四九一三) の山本謙次郎が安政四(一八五七)年十一 初代の督学(学長)は、山本為之進惟恭(号 によって創建されますが、この学習館の 八月廿四日に督学に命じられ、文化三 『南紀徳川史』にもこの系譜が引用されて (一八○六)年十二月廿一日、六二歳で病 紀州藩藩校学習館は、第十代藩主治宝

られている人物は、 なったことは、さまざまな資料に現れて ませんが、川合豹蔵脩(号梅所)が督学に す。ただ『南紀徳川史』には触れられてい 本源五郎惟孝(号楽所)等が記されていま (号海嶠)、山本彦十郎元恒(号亨齊)、山 山本東籬を始めとして、伊藤海蔵弘朝 さて、学習館の督学として名前が挙げ 同書第六冊では、こ

嶠・山本楽所・山本亨齊・川合梅所等に つながる系譜も残っています。 さらに、幸いなことに当館には伊藤海

四代目にはまた山本楽所が、五代目に山 本亨齊、六代目に川合梅所が就任したこ 督学に山本楽所が、三代目は伊藤海嶠が、 それ等から調べてみますと、二代目の

とが分かりました。

楽所について考えて見たいと思います。 そこで、今回は二度督学になった山本

楽所の経歴

のです。 りますが、楽所が二代目の督学を継いだ 年三月に書上げた系譜(資料番号 籬の死から二ヶ月足らずのブランクがあ 月十九日に督学に命じられています。東 四八八三)によれば、楽所は文化四年二 楽所の養子守蔵が、天保十二(一八四一)

う。 ここで、少し彼の経歴を見てみましょ

(前略)

香巖院樣御代

天明八戊申年六月十九日学問宜仕候 仰付候 付被召出七人扶持被下置物読格被

(中略)

位様御代 寛政三辛亥年二月廿六日他所勤其外

同四壬子年二月十日学問宜仕候付儒 諸事儒者同様相勤可申旨被 者被仰付御扶持方御増拾人扶持被成 仰付候

同六甲寅年七月廿五日出精相勤候付 御扶持方を御切米弐拾石ニ御直被下 御書院番格被 仰付候依之只今迄之

> 同十二庚 仰付候 申旨被 同八丙辰 学校取締 月廿八日 申年十一 被下置候 三拾石之 宜仕候付 勤学問も 年八月二 高御足米 日出精相 江相詰可

談相勤勧学之儀致勘弁取計可申旨被 方督学由

文化三丙寅年五月朔日学問之儀者当 同年十二月廿一日御上下拝領仕候 之御取捨も難相成事故 用之時務ニ委無之候而者和漢差別有

御前并学校御用無之節者折々政府江 罷出当用之難事を見習可申事之旨被 仰付候

同年九月三日

同四丁卯年二月十九日学習館督学被 公儀御用二付紀伊続風土記新撰被仰 付筈二付右御用筋可相勤旨被 仰付

一切なる年二月井八日少色は後と 四年土月经济於春的人中京 なるできるがあい 海常子を使ありてを打込者と 是老上读写之 作月上

楽所は文化四年二月、二代目の督学に就きます。

同月 罷出可申談旨被 御前并学校御用無之節者折々政府江 仰付候

同五戊辰年二月廿八日御徒頭格被 仰付五拾石之高二御足高被下置候

落度もなかったようです。 督学になるまで約十五年を費やしていま 直され、 てから、 とあり、寛政四年二月に儒者を仰付かっ れたとされています。儒者になってから じられ、翌年五拾石之高に足米を下賜さ ッが、その間は順調に進んでおり、何の 文化四(一八〇七)年に督学を命 同六年御扶持方を切米弐拾石に

の月に さらに重要なことは、督学になったそ

仰

付四拾石之高二御足高被下置候 仰付出精相勤候付御小納戸格被

罷出可申談旨 御前并学校御用無之節者折々政府江

るものであります。これと同文が山本東 ことは藩政の枢要に入ったことを意味す 籬の系譜にも登場します。 を命じられているということです。この

突然の「御役御免

年七月なのです。 に突然御役御免を言い渡されます。 にも関わらず、僅か四年五ヶ月足らず後 ところが楽所は、 それが、表紙の写真の文化八(一八一一) まだまだ元気である

同八辛未年七月三日 拾石其侭被下置大御番格之事之旨 御免小普請入被 思召之品有之ニ付学習館督学 仰付候 仰付御足高之内

景には一体何があったのでしょうか。本 とあります。この突然の「御役御免」の背

> かがあった(当時は家単位で物事を処理 しょうか。 負わなければなりませんでした。) ので していましたから、すべてが連帯責任を 人に不行跡があったのか、親類縁者に何

ことを示すものでありますから、あるい という事は、罪一等を減じられたという ません。 は本人の不行跡ではなかったのかも知れ 石の内拾石だけもそのまま据え置かれた も下げられながらも、「思召之品」があっ しかしながら、 家禄はそのままであり、御足高五拾 「御役御免」され、役格

る資料が見つかっていません。 についても現時点では、それを明確にす ついても、何故「思召之品」があったのか ところが、突然の「御役御免」の理由に

あまりにも早い三代目就任

喪に服していたのかも知れません。 二ヶ月足らずを要しています。その間は 次期督学が任命されるまで一般的には ところが、伊藤海嶠は七月三日に御役 学習館では現督学が亡くなってから、

> います(写真2)。 番号一〇五三) 三代目の督学に就任して 十一日にはすでに(伊藤専蔵系譜

嶠が亨齊を見込んで姻戚関係を結んだも ません。これではまるで海嬌を督学にす なる山本亨齊に嫁いでいます。これは海 えませんが、その真相は分かりません。 るために、楽所を罷免したようにしか思 ちなみに、海嶠の娘は五代目の督学に

ています。)四月二七日に五三歳で病死す 化十五年は四月二二日に文政と改元され 任してから、文化十五(一八一八)年(文 るまでの七年間督学を勤めています。

督学に再任

ずれかの場合を除いて、生涯勤めるのが 居願いを出してそれが受理されるかのい 兼職はあっても、本人が死亡するか、隠 ところで、それぞれの系譜を見ていま 学習館の督学は一度命じられると

御免になった楽所に変わって、同じ月

のと考えられます。

海嶠は文化八年七月十一日に督学に就

これは極めて異例の早さだとしか言え

べてそうしています。 原則で、楽所を除いて、 歴代の督学はす

真3)。 督学に再任されることになるのです(写 月八日には、 は儒者に、さらに文政元(一八一八)年六 を命じられます。そして、その二年後に いた文化十二年正月に、また学習館勤務 ところが、楽所は海嶠が督学に就いて 海嶠の後任として四代目の

わざるを得ません。 先のような事実を考え合わせると、この ようなケースは極めて稀なケースだと言 この再任も比較的スピーディーですが

詰めます。 年六月廿一日には家禄を四拾石、六拾石 十五日に「御徒頭格 居物頭格 加増され、同月弐百五拾石高にまで登り 高に、天保九年十二月には家禄六拾石に しかし、この再任の時同時に「御留守 四拾石高」に、同四年五月 五拾石高」に、同八

上げているのです。 するまで、今度は二十四年間督学を勤め そして天保十二年正月に七八歳で病死

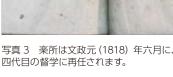
本当に不思議な人事が行われたと言え 須山高明

ます。



写真 2 伊藤海嶠は文化八年七月十一日、

代目の督学に就きます。



たちのあでやかな姿が想像されます。 衣装や豪華なお道具、 ,城本丸大奥です。 「大奥」といえばまず思いうかぶのは江 打掛などの華やかな 将軍に仕える女性

は私邸、といったところでしょうか。 中奥・奥の区別がありました。大まかに いうと「表」は政庁、「中奥」は官邸、「奥」 江戸時代、将軍家や大名家などは表

たちの生活の場となっていました。

紀州藩の大奥と職制

どでも表、 は「奥向」や「奥御殿」などと呼ばれていま 諸大名や旗本など大身の武家の邸宅な 中奥、 奥が区別され、ここで

されています。 御内証を「大奥」と唱え替えしたことが記 邸ならびに若山(赤坂邸は七月に類焼)の 代藩主治宝のとき上屋敷(麹町邸)、青山 寛政四年(一七九二)十一月二十六日、十 ばれていました。『南紀徳川史』によると 紀州藩での「奥」は古くは「御内証」とよ

ちで構成されていました。奥女中たちに よる序列によって席順や俸禄などが決 は藩士と同じように役職があり、 どを主人とし、それらに仕える奥女中た 主の正室)、あるいは隠居した前藩主な 紀州藩の大奥でも、藩主や御簾中(藩 役職に

まっていました。

非ず」としながらも、奥女中の職制 禄や人数などが記されています。 禁の制なれば、表方の窺ひ得べき限りに 来秘密に属し、 『南紀徳川史』は、 且つ御広敷勤之外男子厳 「内寝 (大奥) の事従 俸

りを許された御目見以上、御三之間から 使 御 臈·老女·若年寄·御中臈·御錠口·表使・ ていました。 居した前藩主付の奥女中などが構成され 付の奥女中や、さらに時期によっては隠 ります。これと同じような編成で御簾中 下は目通りを許されない御目見以下とな ありました。呉服之間までが主人に目通 「番・御半下・御半下子供などの役職が 右筆・御次・呉服之間・御三之間・仲居 これによると紀州藩の大奥には、

奥女中の人数

する)、などの「召遣ひ女」といわれるも 0) 妙(主に針仕事)や多門(炊事・水汲みを 0) 藩主付でほぼ六~七十人、御簾中付で五 奥女中には、身の回りの世話をする針 六十人ほどだったようですが、これら たちがついていました。 人数は時期によって増減はあるものの

r V 又者と称する使用人四、五人ずつがついて いました。さらに老女や若年寄などには れぞれに針妙・多門の二人ずつがついて 十六人)、若年寄から表使までであればそ 多聞・合之間・小間遣いの計四人(合計 人・多聞二人・合之間二人・小間遣い一人 計六人が、老女 (定数四人) には針妙 たので、 たとえば大上﨟 (定数一人)には針妙一 紀州藩大奥には、藩主と御簾

> 数の奥女中が仕えていたことになります。 主を含め、わずか数人の主人に大変な人 中の女中たちだけでも約三百人から四 人ほどが働いていたことになります。

女中の召し抱え

りの切米・合力金・扶持などの俸禄や役 半下となった青柳や常夏のように町人の 職、その異動などを知ることができます。 奥女中の名前や出自(宿元)、ひとりひと 帳』という資料があります(写真1)。こ 娘なども出仕することができました。 天保三年(一八三二)三月に召抱られて御 縁続きの女性が多かったようですが、 資料の中に「女中」という項目があり 、当館に残された藩政資料の中に『付込 奥女中になるのは、 藩士の娘や妹など

0)



写真 1 『付込帳』 表紙 『収蔵資料目録四』 「県立図書館移管資料」 丙ツ2

解説

雑の八項目で構成されています。二~三年分を 来・役替代番其外召抱・肝煎助勤其外勤役・女中・『付込帳』は被下・御門出入・御供筋・江紀往 治五年までほぼ毎年の資料が残っています。 付込帳頭書』と合わせると、天保三年以降、 冊にまとめて索引として使用したと思われる 明

ですが『付込帳』は藩の記録であり大変貴重な時を熟知せる古老の輩に親しく質疑』したもの瞬を熟知せる古老の輩に親しく質疑」したもの奥女中に関する『南紀徳川史』の記述は「当 資料といえます。

用的につくられています。目の最初の頁にはインデックスがついていて実目の最初の頁にはインデックスがついていて実

などの御目見以下での召抱でした。 ただしこれらの召抱は御半下や御三之間

抱から十一年後の天保十四年(一八四三) ただくことも可能で、先ほどの青柳は召 比丘尼としてそのまま殿中に残りました。 妾) などは剃髪し何々院と院号を名乗り らう(退職する)ことは難しかったようで できなくなった場合をのぞいて御暇をも 多かったようです。病気になって勤め そのまま四十年も、五十年も勤める者も 奉公が原則で、十三、四歳で勤めに出て、 奥女中の召抱は、御目見以上だと一生 方、御目見以下であれば、御暇をい 藩主が逝去したときには御中﨟(御 が

女中の給料は?

らっています。

十一月に年明(年季明け)となり御暇をも

奥女中の編成一覧です。 樹院(十一代藩主斉順御簾中、 表1は弘化二年八月十日に逝去した鶴 豊姫)付

力金、扶持がありました。このほかに、 月々の薪・伊勢炭・水油・糠・菜銀などの 「諸渡り物」も支給されました。 奥女中の俸禄には、切米(金)のほ

く際の贈答品などの費用として年々金 菜銀四十八匁で、これに御城に御使に行 分·伊勢炭四表·水油一升二合·糠四升· これに加え月々の諸渡り物が、薪十貫四 二十両が支給されていました。 は切米四十石・合力金二十両・五人扶持、 上級の奥女中である大上﨟や、

と、切米金はわずか四両となり、 これに比べ御目見以下の御半下になる 新二貫·伊勢炭四分·水油二合四 扶持も一

り窮屈ではあるものの、大奥は女性にとっ せんでした。ただし、住居費や食事代はか 勺・糠一升六合、 からなかったので、いろいろと制約があ て良い勤め口であったと思われます。 菜銀五匁六分しかありま

女中の住居は?

うことができました。平日の御膳は黒塗 之間までの奥女中たちが住んでいました。 長局は建物ごとに一の側、二の側と呼ば は若年寄から表使までと御右筆から呉服 れ、一の側には上﨟・老女が、二の側に ての宿舎に住み込みで働いていました。 べての奥女中は「長局」と称される二階建 上﨟、 付三方蠅帳付で供され二の膳まで付 御側向きの二人に送り迎えをしてもら の間も付いていました。奥へ出るとき 奥女中の住まいは男子禁制でした。 一汁二菜でした。 老女の部屋は一人部屋で十畳敷 す

は付きませんでした。御膳の蝿帳は無く 送り迎えも一人になり、 屋は少し粗末になります。 二の側の部屋になると相部屋となり、 表使からは送迎 御側向きの

> もなくなります。 ります。さらに御右筆以下では相部屋は なり、 もちろんで、 内容も一汁一菜と、 御膳は一菜のみ、 やや質素にな 送り迎え

かったようです。 掃除や雑事に従事していた御半下などで 住居し、集団で生活していたようです。 御目見以下の御三之間以下では二階に 病気になって永の御暇をもらう者も多

は

奥女中 みさ

御次として順調に勤めていました。 扶持方が下され、天保五年七月半ばまで 除や、御前まわりの雑務をこなす役職です。 代斉順です。御次は、大奥内の仏具の掃 藩主付の御次でした。当時の藩主は十一 石)の娘、 の由緒ある「高家」上座松平六郎右衛門(千 に召出されることになりました。紀州藩 みさには並の通りに (規定の)御切米、 転機が訪れたのは、 天保三年七月一 みさです。召し出し時の役職は 貝 同月十八日のこと 人の女性が大奥

「女中」の項目によると、みさの召抱を 表1 鶴樹院女中編成一覧 『付込帳』より作成。 逝去による御片付時のもの。御目見以上、御目見得以下。 保五年七月十八日、 記した丁の欄外に「天 へ御役替被仰付候ニ付 外

です。前述の『付込帳』(資料番号 丙ツ2)

中﨟 記事の次に「今日、 役替えになったみさの によると、さきほどの 月十八日の条 (写真2) 同資料の天保五年七 一人被仰付、 御

> です)、これは明らかにみさの事です。 前は記されていませんが(御中﨟になると います。 米扶持方並之通、 名前は記されないことになっていたよう 御中﨟とは藩主の側室です。 相渡し候様」と記されて 名



みさはこの時みきと改名していました。

写真 2『付込帳』(丙ツ5) 天保5年7月18日の箇所。

年ほどの間に娘と主人を亡くしてしまう 月五日) 逝去しました。みさはわずか三 となりました。しかし、伊曾姫は、 こととなったのです。 も弘化三年 (一八四六)閏五月八日 で卒去します。そして主人であった斉順 十五年十月二日、わずか一歳二か月ほど 十四年八月二八日、江戸で伊曾姫を出 します。これにより同年十一月に若年寄 (御切米金五十両・七人扶持) に進むこと 御中﨟となったみさは、 九年後の天保 (実三 7

りました。 切米・扶持はそのまま下されることとな 九月に剃髪を申し出ますが摘髪となり、 紀州藩の家督は十二代藩主斉彊に相は 竹千代の誕生 前藩主の御中﨟であったみさは同

とかかれています。 御切米御扶持方上ル_

俸祠

切米 合力 扶持

7両 5両

3人

3人

3人

3人

3人

3人

2人 2人 年々金5両

2人

1人

1人

40石 15両

20両 5両 3人

20両 20両

12石 2人

12石

6匝

4両

御城使金

5人年々金20両

4人年々金20両

4人年々金20両

3人年々金5両

年々金3両

役職名

大上﨟

御年寄

中年寄

御錠口助

御中﨟頭

御中醇

御小姓

御右筆

呉服之間

御末頭

中居

使番

御半丁

御三之間子供

御半下子供

表使

御次

中年寄助

御局

人数

1人

1人 30石 15両

2人 30石 15両

3人 20両 7両 3人

1人 15両 5両 3人

1人

3人 15両

2人 18石

<u>2人</u> 5人 15石

5,1 9両

1人 8面

2人 7両

2人

10人

1人

1人

5人

(合計) 56人

なったとされる十六日後(五月二十四日 さは懐妊中でした。そして斉順が亡く しかしながら斉順が逝去したとき、

> なり、 られました(『附込帳』丙ツ19) 誕生様(菊千代)御半下召抱」、 ます(『南紀徳川史』)。また菊千代には「御 た。みさは格別の思召しにより大上﨟と 父の幼名と同じ菊千代と名付けられまし に一人の男の子を出産します。その子は 召抱」と早くも御世話係の奥女中がつけ 切米金百両十人扶持を下されてい 「御乳持被

相続し十三代藩主となります。 十二代藩主斉彊が逝去、菊千代が家督を 菊千代四歳の嘉永三年(一八五○)三月

れることになります。 (一八五一)十二月、慶福(菊千代) 同等の格式)となったのは嘉永四年 た。みさはこのときから実成院殿と称さ し(六歳)、従三位中将となったときでし みさが御内証之御方同格(御)が元服 簾

した。 でのぼりつめ、万延二年(一八六一)二月、 ります。みさは、ついに「将軍生母」にま 定が逝去、十二月に十四代将軍家茂とな そして安政五年七月六日、 嗣に選定された慶福は江戸城に入ります。 ます。安政五年(一八五八)六月、将軍継 江戸城本丸大奥に引き移ることとなりま そんな中、将軍継嗣問題がもちあがり 十三代将軍家

年にもわたる御奉公でした。 ともに大奥を去ることになります。 てしまいます。この二年後、 戸城開城となり、家茂に嫁していた和宮と 七月二十日長州遠征の際、大坂城で病没し しかしながら家茂は慶応二年(一八六六) 官軍により江

ました。 谷の紀州徳川邸で八十四年の人生をおえ みさは明治三十七年(一九○四)千駄 松島由佳

岡 本家文書の紹

士」という身分を与えられ、におかれていました。高野 あり、 頭を勤めた家でした。 岡本家は神野組福田村(現紀美野町)に 江戸時代を通じて高野山の支配下 高野山からは「地 庄屋役や触

史』近世史料四で既に一部が翻刻されて 定文化財)を数える文書群で、 ての約四四○○点(うち九三○点は県指 岡本家文書は近世から明治時代にかけ 『和歌山県

並記」をご紹介しましょう。 万代日並記 紫 ** す。整理が済んだ史料の中から 「万代日 作業と調査をおこなっているところで この史料群は、現在目録化に向けて整

(一七八六)か 記」(以後、「日 記」と略 万代日並 天明六年



写真1 「万代日並記」

失われているため、 弘化五(嘉永元)年と嘉永六年の二年分が 帳面がつくられていましたが、惜しくも 現在七五冊が残って

付せん・下書き・下敷き います(写真1)。 七五冊もの日記は、 岡本家三代にわ

> 書ききれなかったために、たくさんの付 という人物でした。彼は二年後の天明八 その分帳面の厚みが増えました(写真2)。 しょう。付せんは使われなくなりますが れたりしますから具合が悪かったので しかしそれでは読みにくかったり、はが せんを貼って一日分の記事としています。 日ごとのスペースを割付けていましたが、 の生活を知る貴重な記録となっています どが公私にわたって書かれており、当時 日誰が何をしたのかを中心に、 続けました。「日並記」には、 政五年(一八二二)まで三七年もの間書き 年(一七八八)に貞之(定之)と改名し、文 たって書き留められたものと考えられま 特に貞之は筆まめで、当初は帳面に一 高野山や近隣の人々とのやりとりな 天明六年に筆を起こしたのが、俊平 天気やその イエの行



となっています (写真6参照)。

翌六年

(一八二三)からは、貞継がすべてを任さ

様」もしくは「親」と書き始めるのが約束 みえるのに対し、貞継(新次郎)は「両親 継の通名である「新次郎」という名前 冒頭が「拙者」から始まり、

記事中に貞

めです。

貞之が書いている場合、

文章の

ますが、書き手によって表現が異なるた

ているとわかるのは、

筆跡の違いもあり

日記を書き始めたのが貞継です。

文政五年から父貞之と分担して

写真2 左文化九年 (1812) 、右天明六年 (1786) 付せんを使わなくなったために厚みが増している 写真2

驚きますが、「日並記」の中に挟まってい た一枚の紙を見つけたことによって理由 や日記のつけもれがほとんどないことに 一五日の文面と同じだったのです。 わかりました。 「日並記」をめくっていると、 読んでみると、 書き誤り 八月 つま

> ŋ, 書していたと考えられます(写真3)。 日記には下書きがあって、 帳面に清

لح

写真4

下敷きを 挟んだ状態 「上」と書いてある

紙が下敷き



享和三年(1803)「日並記」 八月十五日条の下書き

左 右

写真3 帳面な貞継には必須アイテムだったので しょう。 局野山への出陣

前を記すようになったのでしょうか。 はじめたことによって、貞継は兵馬の名 継の筆跡です。 ざ「日並記」を開いてみると、 記されるようになります。ところが、 でした。隆政は幼名を兵馬といい、嘉永 三年(一八五〇)から帳面の表紙に名前が 「日並記」最後の作者となったのが隆 父から子へ家業の引継を 明らかに貞

の一〇年間でした。 心となって日記を書いたのは翌八年から 年は父貞継と分担しています。 るのは嘉永七年(一八五四)からで、この 実際に兵馬自身が「日並記」をつけ始め 兵馬が中

同月二七日頃まで続いた戦闘をいいます。 あった代官所を襲撃したのを皮切りに、 佐を中心とした諸藩の志士が大和五條に 攘夷派で公家の中山忠光を主将とし、 直接影響を与えたことが伝わってきます。 「日並記」からは、幕末の動乱が岡本家に それが、この年起きた天誅組の乱でし 最後となった文久三年(一八六三) 天誅組の乱とは、 八月一七日に尊王 土

と早速入手した情報を日記に書付けてい 條ニ而天中人と申、冑兜着いたし候者数 人同所代官打死」(句読点・傍点は筆者) 「日並記」の八月一九日条では「川上五

まっすぐに文章を書くことができ、また

一日の分量の目安ともなることから、

几

かれた紙を下敷きとすることによって、 格がうかがわれます(写真4)。 罫線がひ 紙が見つかっていることからも、

・その性

書く際に下敷きに用いられたとみられる

の筆跡から一目瞭然です。また、

日記を

が、それでも三○年間におよんでいます つけました。父にはかないませんでした れ、以後嘉永五年(一八五二)まで記録を

貞継が几帳面な性格だったことは、そ

が大騒動になっていると伝えられてき

隣の志賀野組と合わせて鉄砲

しかし、二七日には鎌瀧村から高野山

はみられません(写真5)。

二〇〇丁と人足二五〇人などと共に夜明

月一日から五日までの記事が書けなかっ 兵馬はしばらく高野山にいたために、九 け方から登山し、警備にあたりました。

てこない息子に代わって父貞継が二七日 たようです。六日からは、なかなか帰っ



写真 5 貞継(左)と兵馬(右) の筆跡

す。二五日に至って今度は「天誅組」の文 字があらわれますが、まだ緊迫した様子 ますが、いつも通りの日常を送っていま

文久三 (1863) 「万代日並記」 赤線部分が 「天誅組」

越しの様子をのぞいてみましょう(写真6)。 大晦日です。 の一二月は小の月だったので、二九日が 三〇日しかありませんでした。文化九年 つかっていたため、ひと月は二九日か なっています。江戸時代は太陰太陽暦を (一八一二)の「万代日並記」より岡本家の年

ました。源蔵・関内はおそらく奉公人で 掃除をしています。 人も加わって、正月のこしらえにあたり 幸左衛門と八重野・竹野・ふての女性三 親(貞之)は勘定をし、母と拙者(貞継)

に頼母子があたったが、受人(保証人)が む河野氏の夫(使い)として、与市も使いれていたため、松瀬村の定吉は近隣に住 とのことでした。 市の)家屋敷を指入(抵当)にしてはどう をしていきました。その内容とは、作市 持ってきた際に、当年の暮れの勘定の話 のではなく、掛売・掛払が広くおこなわ へ頼み、河野はこれを受けて印を押した か」と拙者が言ったところ、作市は河野 ものの、質物銀(保証金)がないため「(作 いないため拙者(貞継)に受人を頼まれた め金銭を持参しています。与市は銭を で、また松瀬村の兵左衛門も支払いのた 当時、勘定は現金でその都度精算する

それぞれ五九匁七分、六四匁三分五厘で 場が記されています(傍線部分)。 ちなみ わかります。 金の相場はほとんど同じであったことが したので、和歌山の米相場は若干高く、 に、この年の大坂堂島の米と金の相場は 日記の最後には、この年の米と金の相

二百年前の年越し

今からちょうど二百年前、

文化九年

最後に記述は終わりました。

記」でしたが、この年の一二月一一日を

こうして三代七七年におよんだ「日並

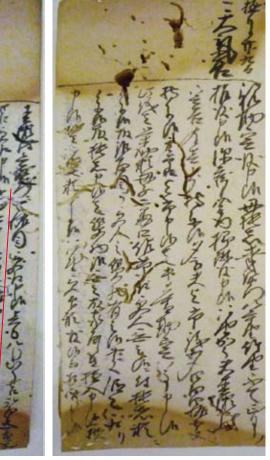
られるようになります。とはいえ、家内 ろから、 「日並記」では十二月の中旬を過ぎたこ 毎日のように「勘定」の文字がみ

まず日付ですが、極(一二)月二九日と

景がみられました。 われており、現在と変わらない年末の風 では正月を迎える準備や大掃除がおこな

「万代日並記」文化九年(一八一二)極月廿九日条

文化九・十年(一八一二・一三)は貞之ではなく、貞継が筆者です。



翻刻 極月廿九日 (句読点・傍線は筆者による

一天気 吉

年や高野山へ登るなど、当主が「日並記」

も述べたように、親から子へ引継をする まで久しぶりに筆をとりました。先ほど

を書くことができない場合、隠居した親

や家族が代筆しました。

せに丁百壱文遣い。 被参候故、銀百目ツ、受人之質物有之候處、段々取り 此儀者、栄助頼母子二番口、作市取受人無之候二付、拙者頼二 持参候。其節与市申候者、申ノ暮勘定ノ事申候 定吉金壱分持参候。夕方、夫与市銭五貫四百四拾五文 拵致申候。源蔵、関内、掃除致申候。河野から夫松瀬村 親勘定致申候。母、拙者、幸左衛門、八重野、竹野、ふて正月ノ せに受取申候。当年米六拾五匁程、金六十四匁六分。 松瀬村兵左衛門ニ七拾目受取申候。壱匁八分八厘せに弐百文丁百一文 被参候故、 河野へ頼申候。河野受、印形致候而、 拙者申候者、質物銀無之故、家屋しき指入申候様 相済申候。

平成二十四年度古文書講座工

二回に分け開催することとなり、まず7 されました。 月~9月にかけて、古文書講座Ⅰが開催 今年度の古文書講座はⅠ・Ⅱとして、

説しました。 り判ってきた、武家の驚くべき実態につ いて、遊佐教寛研究員がわかりやすく解 と、「風聞録」を照らし合わせることによ (下)』の完成を記念して、「家中書上げ」 『紀州家中系譜並に親類書書上げ(上)

各回の講座内容は、 次のとおりです。

「風聞録」と「家中書き上げ」

入門者向け

第 1 回 娘を遊女奉公に

7月21日(土)

7月28日(土)

継子虐待

初級・中級者向け

養子を調伏

第 1 回

預り夜具を質に入れ 8月4日(土)

第 2 回

8月25日(土)

御犬へ棒

第 3 回

9月1日(土)

出席がありました。 「初級・中級者向け」は、 「入門者向け」講座には、 延べ一九一名の 延べ一四二名、

「入門者向け」アンケートより



・この講座では古 とがわかって非常 だけではなく、そ 文書の文字、内容 ·密通、遊女、奉公 るので、当時のこ の解説をして下さ の背景等も含めて に興味深いです。

深く聴講できました。 ようなテーマをあてがってくれて、興味 昨今の世間話や芸能ゴシップに出てくる

虐待etc…

たいと思います。 に少し関心が出てきました。もっと続け 古文書講座を学んだことで地域の歴史

「初級・中級者向け」アンケートより



なお話を聞かせて ・当時の人々の生 状と、求められる 識に加え、歴史の 活がよくわかりま ても楽しみです。 いただけるのがと した。古文書の知 隙間を埋めるよう 武家の生活の現

・ちょっとした事件でも、 面白く聴講させていただきました。 大事になるこの時代の考え方がわかり、 倫理観とのバランスがよくわかり面白 裁定がすごく

■利用方法

文書館

9 利 用 案 内



前までです。 の受付は閉館30分 さい。文書等利用 検索し、閲覧申請 ある目録等で必要 付に提出してくだ 書に記入のうえ受 な資料、文書等を ◆閲覧室受付に

◆閲覧室書棚に配架している行政資料 ◆複写を希望される場合は、複写承認申 さい。複写サービスは有料です。 請書に記入のうえ受付に提出してくだ 参考資料は自由に閲覧してください。

開 館 時 間

◆火曜日~金曜日

午前10時~午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時~午後5時

■休館日

◆月曜日 (祝日又は振替休日と重なると きは、その後の平日

◆年末年始 12月29日~1月3日

◆館内整理日

1月4日

(月曜日のときは、5日

2月~12月 第2木曜日 (祝日と重なるときは、その翌日

印 F A 刷 X

株式会社ウイング 〇七三-四三六-九五四 話

〇七三-四三六-九五四〇

特別整理期間

10日間(年1回

和歌山県立文書館だより

第 35 号

編集·発行 和歌山県立文書館 平成24年11月30日 発 〒六四一-00五一 和歌山市西高松一丁目七-三八 きのくに志学館内 行

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

>R和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅から バスで約20分

■交通のごあんない



https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/